

議 事 録 (要旨)

平成29年3月29日(水)午後3時20分、福井市役所本館8階第8会議室ABにおいて農地部会が開催された。

○議事及び審議結果

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第57号議案	農用地利用集積計画の決定について	決定
第58号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	許可
第59号議案	農地法第5条第1項の許可の申請に対する意見の決定について	決定 (許可相当)
第60号議案	現況証明について	交付決定

2 報告事項

議案番号	議 案 名
第81号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第82号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第83号報告	農地法施行規則第29条第1号の規定による転用の届出の確認について
第84号報告	農地法第3条第1項の許可の取消の確認について
第85号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第86号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第87号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第88号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について
第89号報告	農地等の現況調査結果の確認について

3 その他

○出席委員 20名

1番	高橋	隆夫	
2番	吉田	清治	
3番	屋敷	忠雄	
4番	山本	隆夫	
5番	小寺	辰夫	
6番	鈴木	肇	
7番	阿部	勝征	
8番	前川	秀人	
9番	池田	敏雄	
10番	杉本	康治	
11番	毛利	清治	
12番	堀内	敏正	
13番	渡辺	紳七	
14番	山本	清幸	
15番	田谷	美千代	
17番	北	定	(農地部会長職務代理者)
18番	武澤	義明	(会長職務代理者)
19番	北川	健	(農地部会長)
	細江	昭夫	(会長)
	市村	武男	(会長職務代理者)

○欠席委員 1名

16番	藤田	諭	
-----	----	---	--

○出席職員

農業委員会事務局	局長	石川	行芳
	局次長	渡邊	正英
	主任	島田	竜彦
	主幹	猪坂	朋彦
	主査	小林	恵美
	主事	中出	剛史
	主事	伊藤	剛

開 会

午後 3 時 2 0 分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

19 番 北川
農地部会長
(議 長)

それでは、ただ今から 3 月の農地部会を開催いたします。

なお、藤田委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名員につきましては、議事規則第 19 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

では、指名させていただきます。議席番号 4 番 山本隆夫 委員、5 番 小寺 委員、ご両名よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。第 57 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 57 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

14 番
山本委員

57 号議案の最後のほうですが、県外の者に利用権設定するのはどういうことですか。

事務局

この県外の住所の借受者についてですが、水稻耕作期間中は福井市に住所を置きまして営農に従事するということを確認しております。住民登録が隣県になっておりますが子供の学校の関係でちょっと動かさないということです。営農期間中はずっと福井のほうに長期滞在しているということを確認しております。また、過去に平成 26 年 4 月 1 日頃から利用権設定はされておまして、福井市で利用権設定されている農地は 4 町ほどございます。実績のほうもありまして問題ないと思われまして。

14 番
山本委員

どこに本拠を置いて農業するんですか。

9 番

私、地元の委員ですので申し上げますと、西安居地区に実家があるんです。

池田委員

以前に本人と電話で話したことがあるんですが、本人さんは長男で、福井市内で仕事をしているそうです。奥さんは隣県の大規模農業法人の役員になってまして、大型農機も操縦するような人なので、奥さんは隣県で働いて生活しています。本人さんは隣県から朝早く福井まで仕事に通って、農繁期になると福井市の実家に泊まって作業しているということで、現に農業をやっておられるということは間違いありません。

14 番
山本委員

はい、わかりました。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。
第 5 7 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
続きまして、第 5 8 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 5 8 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。
第 5 8 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
続きまして、第 5 9 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請に対する意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第59号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、3月16日(木)に事前調査を行っております。その結果を当番委員でありました堀内委員から報告をお願いします。

12番
堀内委員

(第59号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。
第59号議案は、許可相当と認め、意見決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
続きまして、第60号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第60号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、3月16日(木)に事前調査を行っておりますので、その結果を北部会長職務代理者から報告をお願いします。

17番 北
農地部会長
職務代理者

(第60号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。

第60号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。それでは、第81号報告ないし第89号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第81号報告ないし第89号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。

3月農政部会の報告を、市村会長職務代理者よりお願いします。

市村会長
職務代理者

(3月農政部会 報告)

議 長

続きまして、その他、事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程等 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、北部会長職務代理者よりお願いします。

17番 北
農地部会長
職務代理者

本日は審議事項が4件、報告事項が9件ございました。いずれも、委員の皆様には慎重なご審議と妥当なご決議をいただきありがとうございました。

議 長

これをもちまして3月の農地部会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

閉 会

午後4時00分

